

FP Topics = 知っておきたい相続知識 = 2019年8月号

★相続法の改正★

7月号では、相続法改正の概要と配偶者居住権について、解説してきました。今月号から各個別の内容について解説していきたいと思えます。紙面の関係上、各論とも概要程度になってしまいます。申し訳ありません、よろしくお願いいたします。

今月は、2.“婚姻20年以上の夫婦間における居住用不動産の贈与等の優遇措置”と3.“預貯金払い戻し制度の創設”をみていきたいと思えます。

2. 結婚20年以上の夫婦間における居住用不動産の贈与等の優遇措置 2019年7月1日 施行

【現行制度】

この制度を使って生前贈与したとしても、遺産の先渡しを受けたと取り扱われ、相続時に相続財産に持ち戻されていました。

【改正後】

相続時に相続財産として持ち戻す必要がなくなり、配偶者はより多くの財産を取得可能になります。

この制度において非課税で贈与できる限度額は、居住用不動産（相続税評価額）2,000万円とその年の暦年基礎控除部分110万円合わせて2,110万円です。

制度の改正により、相続開始時に相続財産に持ち戻す必要はなくなりました。これで相続財産から切り離す（減少させる）という、本来の贈与の効果が得られるようになったと思えます。しかし、実務ではしっかりシミュレーションをする必要があります。不動産に異動があった場合、名義を変更等する場合には、法務局において不動産登記をする必要があります。この場合〔不動産取得税〕及び〔登録免許税〕が課せられます。この2つの税目には相続時と贈与時で税率が異なります。

	相続時	贈与時
不動産取得税	非課税	1.5%~3%
登録免許税	0.4%	2%

表にあるように、相続時には不動産取得税は非課税となり課税されません。また、登録免許税についても、相続時と贈与時では税率の差が5倍あります。単純に固定資産税評価額が2,000万円の居住用不動産として税率を最大値で計算してみると、これだけ差があります。

単位：円

相続時	$20,000,000 \times 0.4\%$	80,000
贈与時	$20,000,000 \times 5\%$	1,000,000

相続開始まで待てない様々な理由等もあるかと思えますが、贈与税は非課税でも、上記2税が課税されることはご承知おきください。相続時の税率等をシミュレートして、うまく優遇措置を利用されればと考えます。



3. 預貯金払い戻し制度の創設

【現行制度】

遺産分割が終了するまでは、相続人が単独では預貯金の払い戻しができませんでした。

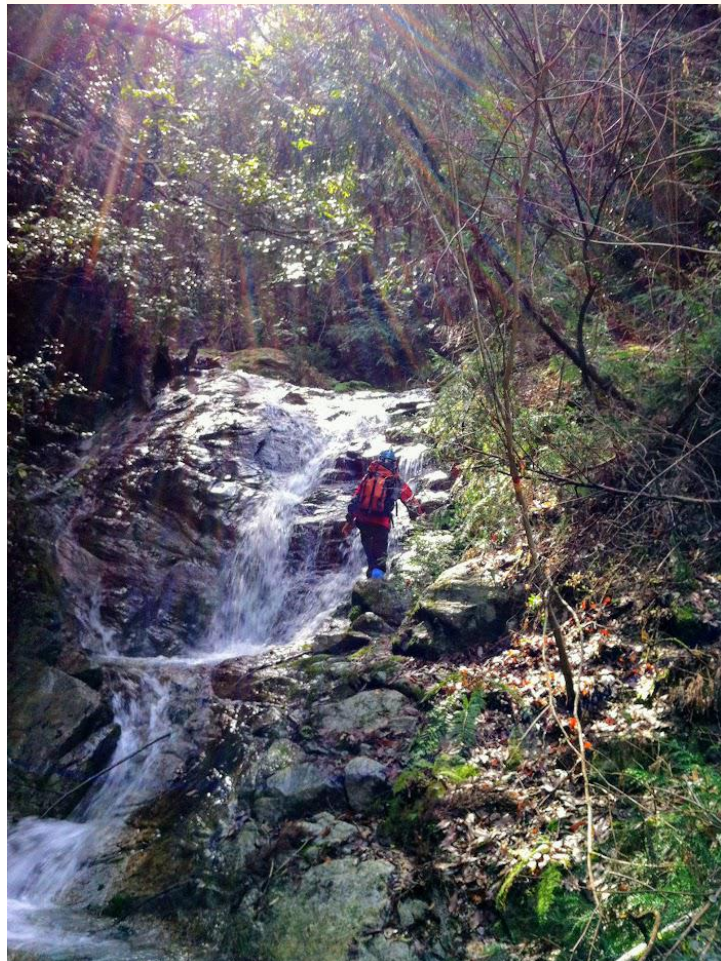
【改正後】

〔1〕預貯金の一定割合については、家庭裁判所の判断を経なくても金融機関から引き出せるようになります。

〔2〕仮払いの必要性がある場合には他の相続人の利益を害しない限り家庭裁判所の判断で仮払いが認められます。

～今月の山便り～

今月の山便りは、大阪近郊の方にはたいへん馴染み深い“金剛山”です。南大阪あたりの学校出身の方は、金剛登山を経験されている方も多いのではないのでしょうか？いくつかの登山ルートがありますが、今回は“妙見谷”ルートです。写真は入渓して一番最初に出迎えてくれる滝です。多段の滝で光の加減によりたいへん美しい姿をみせてくれます。酷暑の夏でも溪中ではあまり暑さを感じません。残念ながら、この溪も2年前の豪雨によりほぼ崩壊してしまいました。FBにもアップしたのですが、崩壊直後に単独で遡行し、あまりの悲惨な光景に目を覆いました。今にも崩壊しそうな溪谷に身の危険を感じましたが、行ける所まで行ってみたい衝動にかられ、引き返しませんでした。美しい溪の光景はほぼ壊滅しています。もとの美しい姿に戻るには気の遠くなるような時間が必要なのかもしれません。この溪は太平記にも記録があり、楠木正成候とその家臣1,000人弱の兵力で、十万人といわれた幕府軍を攻略し撤退させました。その舞台（戦場）のひとつがこの“妙見谷”です。各地でみられる自然（山）の崩壊には驚かされます。制御することのできない、自然界の大きな力には何か意思があるのでしょうか？



相続が開始されると、原則として被相続人（亡くなられた方）の預貯金口座は凍結されてしまいます。預貯金の払戻しには、原則遺産分割協議書を金融機関に提示する必要がありました。現実問題として、相続が開始されてから、遺産分割協議書を作成し相続人全員のハンコを押印するには相当の時間をよします。その間、葬儀費用やその他の支出も多く見込まれます。相続の実務的には、不謹慎ながら死期が近づくと必要になりそうな現金を金融機関からあらかじめ引き出していただいていた。

この改正により、遺産分割が整理される前でも、一定の範囲内で預貯金の払い戻しを受けることができるようになります。

※改正後、共同相続人が単独で引き出せる金額

$$\text{預貯金の額 (口座基準)} \times \frac{1}{3} \times \text{共同相続人の法定相続分} =$$

例：配偶者 (1/2) ・ 子 (1/4) ・ 子 (1/4)

※配偶者が引き出す場合

$$1,500\text{万円} \times \frac{1}{3} \times \frac{1}{2} = 250\text{万円}$$

※ただし、1つの金融機関から払い戻しが受けられるのは150万円まで。

$$150\text{万円} \leq 250\text{万円}$$

∴ 払出可能額は150万円

このあたりの相続に関する手続きについても、知っている場合と知らない場合では、大きな損失や不便を被る場合もあります。不明点などありましたら、是非ご連絡いただければ幸いです！

